

宮崎県企業局総務課経営企画室経営担当 山崎 行き
F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 9 7 5 4
E-mail : kigyo-keieikikaku@pref.miyazaki.lg.jp

企画提案競技参加申込書
(蓄電事業参入可能性調査業務委託)

商号又は名称	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メール アドレス	

なお、企画提案競技実施時までに、蓄電事業参入可能性調査業務委託企画提案競技実施要領に定めた参加資格に一つでも該当しない事由が生じた場合には、当企画提案競技への参加を辞退したものとします。

※ 確認のため、電子メール又はF A X送信後に必ず電話連絡をお願いします。
(電話 : 0 9 8 5 - 2 6 - 9 7 5 9)

(別紙2)

宮崎県企業局総務課経営企画室 経営担当 山崎あて

F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 9 7 5 4

E-mail : kigyo-keieikikaku@pref.miyazaki.lg.jp

企 画 提 案 競 技 に 関 す る 質 問 票
(蓄電事業参入可能性調査業務委託企画提案競技)

令和7年 月 日

質問票は、6月9日(月)午後5時までに提出してください。

団体の名称	(フリガナ)
(質問内容)	
担当者氏名 及び連絡先	部 署 名 : 担 当 者 : 電 話 : F A X : E - m a i l :

(注1) 質問内容は、要点を簡潔に記載すること。

また、実施要領などの資料名(ページ)などを掲げ、質問内容を明確にすること。

(注2) この質問票は、電子メール又はFAXで送付すること。(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(別紙3)

令和7年 月 日

宮崎県企業局長 松浦 直康 殿

「蓄電事業参入可能性調査業務委託」に関する企画提案書

「蓄電事業参入可能性調査業務委託」に関する企画提案競技実施要領の「5 参加資格要件」を全て満たすことを別紙4のとおり誓約し、当業務委託の企画を提案します。

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

所 在 地

【連絡先】

担当者名

電 話

E-mail

(別紙 4)

令和 7 年 月 日

宮崎県企業局長
松浦 直康 殿

住 所
フリガナ
氏 名
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

誓 約 書

私は、蓄電事業参入可能性調査業務委託の企画提案競技への参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

(誓約する場合、□にチェックを入れる。)

- ☐ 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者であること。
- ☐ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) の規定に該当しない者であること。
- ☐ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ☐ 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- ☐ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- ☐ 県税に未納がないこと。
- ☐ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ☐ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去 15 年間(平成 22 年度から令和 6 年度までの間)において、「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業のうち、発電事業又はそれ以外における民間活力導入の実現可能性調査・検討業務について受託した実績を有する者」又は「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業又は民間企業が実施する民間事業のうち、特別高圧における系統用蓄電池・再エネ併設蓄電池・それ以外の電気設備のいずれかの設計業務について受託した実績を有する者」であること。

同種業務実績調書

(蓄電事業参入可能性調査業務委託企画提案競技)

同種業務の条件		過去 15 年間(平成 22 年度から令和 6 年度までの間)において、「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業のうち、発電事業又はそれ以外における民間活力導入の実現可能性調査・検討業務について受託した実績を有する者」又は「官公庁や自治体等の公的団体が実施する公共事業又は民間企業が実施する民間事業のうち、特別高圧における系統用蓄電池・再エネ併設蓄電池・それ以外の電気設備のいずれかの設計業務について受託した実績を有する者」であること。
業務概要	業務名称	
	発注機関名	
	業務場所	
	契約金額	
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	完了年月日	年 月 日
	業務内容	

(注 1) 業務概要等は、同種の業務実績について、的確に判断できる最小限度の事項を記載すること。なお、複数の業務実績がある場合は、より同種性の高いものを記載すること。

(注 2) 契約書及び履行したことが確認できる業務完了検査書等の書面（上表に記載している内容が確認できる部分）の写しを添付すること。

(注 3) コンソーシアムの場合は、構成員ごとに作成すること。

商号又は名称

代表者職氏名

配置資格者経歴書

(蓄電事業参入可能性調査業務委託企画提案競技)

配置資格者の氏名	生年月日	本業務の担当分野
会社名・所属・役職		
保有資格（資格、部門、取得年月日）		
同種業務の経歴等		

(注1) 上表を証明できる資格証明書等を添付すること

(注2) 同種業務の経歴は、複数記載しても構わない。なお、より同種性の高い業務が望ましい。

共同企業体協定書 (案)

(※) 宮崎県企業局が発注する蓄電事業参入可能性調査業務委託について、次のとおり協定を締結する。

(※部はコンソーシアムの構成員数によって、以下のように表現を変える。不要な部分は削除すること。

2 社の場合 : () と () とは、
3 社の場合 : () 、() 及び () とは、
4 社以上の場合 : () ほか、別紙に掲げる () 社とは、

とし、4 社以上の場合は別紙 (様式自由) を用意し、本協定書と共に綴じること。)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次に掲げる業務 (以下「本業務」という。) を連帯して営むことを目的とする。

(1) 蓄電事業参入可能性調査業務

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を ≪ 所在地の住所 ≫ に置く。

(設立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、当該契約の履行後 3 ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、本業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、 ≪ 商号又は名称 ≫ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該契約の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該契約について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 () %

商号又は名称 () %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を置く。

2 運営委員会は、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定する。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、《 金融機関の名称 》 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、本業務の履行完了後当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該事業を終了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が連帯して本業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これに第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果負担金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じても脱退構成員への利益の分配は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他除名しえる不当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前項第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承諾により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後についても、当該業務につき、かしがあったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

() ほか () 社は、上記のとおり、蓄電事業参入可能性調査業務委託に関する共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 () 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

⑨

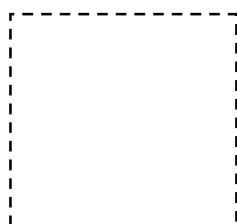
商号又は名称
代表者職氏名

⑨

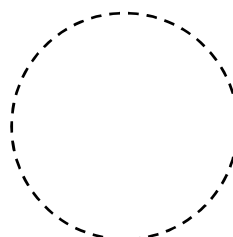
使用印鑑届出書

宮崎県企業局長 松浦 直康 殿

社 印 (角印)



使 用 印 (丸印)



上記の印鑑は、蓄電事業参入可能性調査業務委託に係る次の行為に対し、使用したいので届け出ます。

- 1 企画提案競技参加申請書その他各種届出に関する事
- 2 企画提案及び見積に関する事
- 3 契約の締結に関する事
- 4 保証金の納付並びに還付請求及び領収に関する事
- 5 契約代金の請求及び受領に関する事

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称
代表者職氏名

⑨

令和 年 月 日

委 任 状

宮崎県企業局長 松浦 直康 殿

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

私は都合により

受任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

を代理人と定め、蓄電事業参入可能性調査業務委託に関し下記の権限を委任します。

記

- 1 企画提案競技参加申請書その他各種届出に関する事
- 2 企画提案及び見積に関する事
- 3 契約の締結に関する事
- 4 保証金の納付並びに還付請求及び領収に関する事
- 5 契約代金の請求及び受領に関する事
- 6 契約に関する各種証明事項に関する事

(別紙 9 : 共同企業体用)

令和 年 月 日

委 任 状

宮崎県企業局長 松浦 直康 殿

私は、(共同企業体の名称) 代表構成員〇〇株式会社代表取締役〇〇 〇〇をもって代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 蓄電事業参入可能性調査業務委託に関する一切の権限
- 2 復代理人の選任に関する権限

令和 年 月 日

共同企業体の名称

構成員 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩